2 長薬発第 1093 号 令和 3 年 2 月 5 日

地域薬剤師会長 様役 員 様

一般社団法人長野県薬剤師会 会長 日 野 寛 明

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく 感染防止策の徹底等について(通知)

平素、本会の運営に際し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2月3日開催の新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議(本部長:長野県知事)において、2月8日からの長野県新型コロナウイルス感染症対応方針等を定め、法第24条第9項に基づき、特定都道府県への訪問の自粛、業種別ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守について引き続き要請すること等を決定した旨、同対策本部長(長野県知事)から通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、会員に対し内容についてご周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

長野県薬剤師会 事務局長 中島 / 総務課 吉野

〒390-0802 松本市旭 2-10-15

E-mail somu3@naganokenyaku.or.jp

関係団体の長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部 本部長 阿 部 守 一

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく感染防止策の 徹底等について(要請)

本県の健康福祉行政につきまして、平素格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。 また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ね て御礼申し上げます。

さて、本県では2月3日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、2月8日からの長野県新型コロナウイルス感染症対応方針等を定め、法第24条第9項に基づき、特定都道府県への訪問の自粛、業種別ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守について引き続き要請すること等を決定しました。

つきましては、貴会会員に対し、下記について周知していただくようお願いします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合が ありますので、御承知おきください。

記

1 要請内容

(1) 緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県への訪問の自粛等

他県への訪問に当たっては、感染防止の3つの基本(身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒)など、基本的な感染防止策を徹底するほか、次のとおり慎重な行動をとっていただくよう会員や会員企業の従業員の皆さまに周知してください。

- ・ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店など、クラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控えること。
- ・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録すること。
- ・会食を行うに当たっては、感染防止対策が行われていない店舗、密な室内での大人数 の飲食、長時間におよぶ飲食、はしご酒を避け、会話をする時はマスクを着用するこ

緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県(以下「特定都道府県」という。)への訪問は、基本的に行わないよう会員の皆様に周知してください。仕事等でどうしても訪問が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じてください。

直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県(特定都道府県を除く。以下「感染拡大地域」という。)への訪問に当たっては、上記の他県訪問の際の慎重な行動の徹底に加え、次のとおり慎重な検討を行うことを会員や会員企業の従業員の皆さまに周知してください。

- ・訪問そのものを慎重に検討した上で、感染リスクが高い状況を確実に避けるよう留意 し、避けられない場合は訪問そのものを控えること。
- ・高齢者や基礎疾患(呼吸器疾患、糖尿病、高血圧など)のある方等重症化しやすい方 やその同居のご家族は特に慎重な検討を行うこと。

なお、県内においても陽性者が増加している地域があるため、県内の移動に当たっても慎重な行動をとるとともに、県外をはじめ他の地域を訪問する際は、自身の行動が感染拡大を招かないよう注意することを会員や会員企業の従業員の皆さまに周知してください。

※なお、各都道府県の直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数については、長野県ホームページで公表していますので、最新の情報をご確認ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/nonitoring.html

(2) 業種別ガイドラインに沿った感染防止策の徹底

国の基本的対処方針では、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定されるガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとされております。 引き続き、取組の推進にご配意ください。

(3) イベント開催基準の遵守等

イベントの開催に当たっては、引き続き開催基準を遵守いただくとともに、適切な感染防 止策の徹底を図っていただくよう会員の皆さまに周知してください。

また、イベント主催者となる会員の皆様には、イベントを開催する前に参加者へ接触確認 アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成な どにより連絡先等を把握することについて周知してください。 さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベント(1,000人超)の開催を 予定する場合には、引き続き、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベント主催者とな る会員の皆様に周知してください。

2月8日以降のイベント開催の目安(概要)

- 収容率要件と人数上限のいずれか小さい方を限度とする(両方の条件を満たす必要)。
- ① 収容率要件については、
- ・感染リスクの少ないイベント(クラシック音楽コンサート等)については100%以内
- ・ その他大声での歓声・声援等が想定されるイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等)については50%以内(ただし、異なるグループ(5名以内)間で座席を1 席空ければ50% 超も可能)
- ② 人数上限については、5,000 人を超え、収容人数の50% はでを可とする。

	収容率		人数上限
イベントの類	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの (・クラシック音楽コンサート、 演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・ 演芸、公演・式典、展示会 等) ・飲食を伴うが発声がないもの (映画館等))	大声での歓声・声援等が想定されるもの (・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公 演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等)	①収容人数 10,000 人超 ⇒収容人数の 50% ②収容人数 10,000 人以 下 ⇒5,000 人 (注)収容率と人数上限で
型	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (※) (席がない場合は十分な間隔)	いずれか小さいほうを限度 (両方の条件を満たす必 要)。

※ただし、異なるグループ (5名以内) 間で座席を1席空ければ50%超も可能

※なお、大規模イベント等の開催に係る県への事前相談については、長野県ホームページ で公表していますので、最新の情報をご確認ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-event.html

2 協力を依頼する事項

(1)年度末・年度始めの感染拡大を防止するための行動

帰省、卒業旅行や歓送迎会などによる人の移動や、飲酒や会食による感染拡大を防ぐため、次の点について、会員や会員企業の従業員の皆さまに周知してください。

- ・帰省や旅行は可能な場合は人が集中する時期を避けること。
- ・事業者は、従業員の在宅勤務・テレワークの促進、発熱時に従業員が休みやすい職場環境づくりに努めること。
- ・会食の際には、ガイドラインを遵守している店舗を利用するとともに、以下に留意し、 感染リスクを下げながら楽しむ工夫をすること。下に留意し、感染リスクを下げながら 楽しむ工夫をすること。
 - ✓ 体調が悪い場合は参加しない、させない。
 - ✓ 開始前と会食後に必ず手指消毒を行う。(可能であれば会食中も。手指消毒の代わりに徹底した手洗いでも可。)
 - ✓ 人と直接・間接に接触しない。(直接的な接触はもとより、大皿料理やとり箸、お 酌、カラオケマイク等、物を共用しない。)

- ✓ 飛沫を人や人の食べ物等に飛ばさない。(人との距離を保ち、パーテーション等がない場合には会話の際にマスク着用もしくはハンカチ等で口を覆う、大声で話さない、など)
- ✓ 会場の換気に気をつける。(会場の換気が不十分なら30分程度ごとに窓やドアを開けてのこまめな換気を行うか、短時間で会食を切り上げる。)
- ・普段一緒にいない方との会食・茶飲み話等の際は、会話時のマスク着用や席間の十分な 距離の確保など、特に慎重に対応すること。

(2) 感染者等への不当な差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、温かい社会を作る取組

新型コロナウイルス感染症に起因する県民の人権侵害を生じさせぬよう、不当な差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、治療を終えた方等が安心して日常生活に戻ってくることができる地域・社会をつくる「コロナは思いやりと支えあいで乗り越える"あかりをともそう"キャンペーン」にご協力いただくよう会員や会員企業の従業員の皆様に周知してください。

健康福祉部 薬事管理課 薬事温泉係 (課長)小池 裕司 (担当)佐伯 成規 〒380-8570 長野市南長野幅下692-2 電 話 026-235-7157 (直通)

ファクシミリ 026-235-7398

電子 メール yakuj i @pref. nagano. l g. j p

長野県新型コロナウイルス感染症対応方針(2月8日以降) ~第3波の収束に向けた対策と社会経済活動の両立~

令和3年2月3日 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 現状・基本認識等

(1) 現状

令和3年の年始以降全国的な感染拡大が急速に進み、1月13日には、それまでの1都3県に加え、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の2府5県が緊急事態宣言の対象区域に追加された。

また、2月2日には、新規陽性者数の減少等が認められた栃木県を除く10都府県について、緊急事態宣言の期間を3月7日まで延長することが決定された。全国の直近1週間(1月27日から2月2日まで)の人口10万人当たり新規陽性者数(公表日ベース)は17.28人となっており、減少傾向にはあるものの、依然高い水準での発生が続いている。

本県の新規陽性者数は、年始以降急激に増加し、1月 11 日時点の直近1週間では 429 人、人口 10 万人当たりでは 21.05 人と過去最多の水準となった。このため、とりわけ感染の拡大が顕著な市町村に対して「新型コロナウイルス特別警報 II」を発出し、一部地域の事業者に営業時間の短縮等を要請するなど対策を強化してきた。

また、こうした陽性者の急激な増加は医療提供体制に大きな負荷を与え、実質的な病床使用率が 50%を超えるなど、医療の逼迫が強く懸念される状況となったことから、1月 14 日には、全県に対して「医療非常事態宣言」を発出し、高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出を控えることを要請するなど、一段と強い措置を講じてきた。

こうした取組により新規陽性者数は減少に転じ、直近1週間(1月27日~2月2日)の新規陽性者数は75人、人口10万人当たりでは3.68人、また、受入可能病床数に対する入院者の割合は21.7%と感染状況は落ち着きつつあることから、2月3日に「医療非常事態宣言」を解除した。

(2) 基本認識

医療提供体制が危機的な状況に陥ることは回避できたものの、11 月以降の第3波によって、長期にわたって医療提供体制に負荷がかかる状況になっている。また、県内経済については、第3波の影響を大きく受け、特に飲食店などは急激に需要が減少している状況にある。医療提供体制への負荷を軽減し、社

会経済活動を再び活性化させるためには、陽性者の発生を抑制し、第3波を着 実に収束に向かわせることが必要である。

特に、陽性者が多数発生している地域との往来に係る注意喚起を徹底し、県内にウイルスを持ち込まないための取組を進めるとともに、帰省、卒業旅行や歓送迎会等人の移動や会食の機会が増加する年度末・年度始めを見据えた感染防止対策や感染拡大予防ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の遵守の徹底を呼びかけることが重要である。

併せて、ウイルスに関する基本的な知識や県内における感染拡大の原因と思われる事例を県民の皆様と共有し、自らと周囲の人の健康をご自身の行動で守っていただくとともに、誰もが感染する可能性があるという当事者意識の浸透と、陽性者等を温かく迎える地域づくりを推進する必要がある。

また、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行を想定した診療・検査体制や患者受入体制の整備を引き続き進めるとともに、感染の再拡大に備え、病床や宿泊療養施設を確保する必要がある。

さらに、ワクチン接種の実施に備え、医療従事者等の優先接種対象者向けの 接種体制の構築・調整や、ワクチンの医療機関・市町村への割当調整を関係機 関と連携して進める必要がある。

こうした対策を実施しながら、県民生活を守り、感染防止対策と社会経済活動を両立させる取組を鋭意進めていかなければならない。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、 学びと自治のアプローチにより、県民の自己決定の最大限の尊重を基本に対策 を講じていく。

以上の認識の下、以下の6点を重点として、対策を進めることとする。

- 1 第3波の収束に向けた的確な対策を実施すること
- 2 「新しい生活様式」の定着と年度末 年度始めを見据えた呼びかけの強化 を図ること
- 3 感染の再拡大に備え、医療・検査体制を確保すること
- 4 まん延防止に向け、ワクチン接種を進めること
- 5 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図ること
- 6 誹謗中傷等を抑止し県民の絆を守ること

(3)対応方針の位置付け

本対応方針は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例(令和2年長野県条例第25号。以下「条例」という。)第4条に基づく基本的方針である。

また、本対応方針中、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法 律第 31 号。以下「法」という。)の根拠規定を記載した取組以外は、条例第 5 条に基づく感染症対策として実施するものである。

なお、感染状況の変化や国の方針の変更等により必要が生じた場合は、本対

応方針を見直すものとする。

2 第3波の収束に向けた的確な対策を実施するための取組《重点1》

「感染警戒レベル」・「医療アラート」による的確な状況把握と迅速な対策の強化

第2波の経験等を踏まえ、より実態に即した感染防止対策を行うために修正した県独自の6段階の感染警戒レベルによって、圏域ごとの感染リスクの状況を正しく把握するとともに、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数、入院者/受入可能病床数の割合、重症者/受入可能病床数の割合を重要な指標とし、他の指標も含めて常時モニタリングする。

また、病床使用率等に基づく医療アラートを発出し、医療提供体制に対する負荷の状況を正確に情報発信するとともに、体制の強化などの対策を的確に講じる。 感染が増加した圏域における対策は「早く、狭く、強く、短く」の考え方を基本とし、必要に応じて、高齢者等の不要不急の外出自粛や地域・業種を限定した営業時間短縮などの要請等を行うほか、積極的な検査の実施、保健所体制の強化など、感染症対策を強化する。

〔危機管理部·健康福祉部〕

3 「新しい生活様式」の定着と年度末 - 年度始めを見据えた呼びかけの強化を 図るための取組《重点 2》

(1)「新しい生活様式」の定着推進

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、県民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、実践できるよう、「信州版『新たな日常のすゝめ』」及び「新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳」冊子版とアプリ版「どこキャッチ」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」の活用を推進する。

とりわけ店舗・事業所に入るときなど人と接する場合は、マスクの着用をマナーとして行うよう呼びかけるとともに、「うつらない」(自分を守る)、「うつさない」(周囲を守る)、「ひろげない」(地域を守る)ための行動の定着を図る。

これらの感染を防止するための行動については、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方に対しても周知を図り、必ず自分の健康観察を行い、風邪症状がある場合は外出を控えることや、自己の行動歴について記録しておくことなどについて呼びかけていく。

さらに、「信州版『新たな日常のす」め』冬 ver.」等により、適切な換気の実施や湿度の保持など、冬場の感染防止対策の徹底を県民及び事業者に周知する。

また、基本的な対策を徹底しつつ、これまでの感染事例を参考にしながら県民

一人ひとりが感染防止に向けた適切な行動を自ら考え実践する「感染リスク 10 分の1県民運動」を展開し、感染防止対策を県民総参加で推進する。

〔各部局〕

(2) 地域間の往来(出張、旅行、帰省など)

① 他県への訪問等についての呼びかけ(特措法第24条第9項)

他県への訪問に当たっては、感染防止の3つの基本(身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒)など、基本的な感染防止策を徹底するほか、次のとおり慎重な行動をとることを呼びかける。

- ・ ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店など、クラスターの発生 する可能性のある場所への訪問を控えること。
- ・ 当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について 記録すること。
- ・ 会食を行うに当たっては、感染防止対策が行われていない店舗、密な室内 での大人数の飲食、長時間におよぶ飲食、はしご酒を避け、会話をする時は マスクを着用すること。

緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県(以下「特定都道府県」という。)への訪問は、基本的に行わないよう呼びかける。仕事等でどうしても訪問が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じることを呼びかける。

直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県(特定都道府県を除く。以下「感染拡大地域」という。)への訪問に当たっては、上記の他県訪問の際の慎重な行動の徹底に加え、次のとおり慎重な検討を行うことを呼びかける。

- ・ 訪問そのものを慎重に検討した上で、感染リスクが高い状況を確実に避ける よう留意し、避けられない場合は訪問そのものを控えること。
- ・ 高齢者や基礎疾患(呼吸器疾患、糖尿病、高血圧など)のある方等重症化し やすい方やその同居のご家族は特に慎重な検討を行うこと。

なお、県内においても陽性者が増加している地域があるため、県内の移動に当たっても慎重な行動をとるとともに、県外をはじめ他の地域を訪問する際は、自身の行動が感染拡大を招かないよう注意することを呼びかける。

② 他県からの来訪についての呼びかけ

特定都道府県にお住まいの方に、当該都道府県の知事による要請に従って行動するとともに、受験やリモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、不要不急の本県への訪問はなるべく控えるよう呼びかける。

ご家族やご親戚の方が特定都道府県にお住まいの場合は、連絡を取り合い、当該都道府県の知事による要請を踏まえて慎重に行動するよう呼びかける。

また、感染拡大地域からの帰省や、高齢の方や基礎疾患のある方など重症化リ

スクの高い方のお住まいへの帰省については、できるだけ控えるよう呼びかける。 さらに、帰省や観光で来訪される方に、特に次の点の徹底を呼び掛ける。

- ・ 来訪前2週間は、大人数での会食等リスクが高い行動を控え、かつ、発熱、 風邪症状がある場合等は帰省を控えるなどの「信州版 新たな旅のすいめ」 に沿った対応を取ること。
- ・ 居住地の都道府県等から出されている外出自粛等の要請を踏まえて旅行の 実施を判断すること。

〔危機管理部・観光部〕

(3) 年度末・年度始めの感染拡大を防止するための呼びかけの強化

帰省、卒業旅行や歓送迎会などによる人の移動や、飲酒や会食による感染拡大を防ぐため、次の点を基本とし、県民、事業者及び他県からの来訪者に呼びかける。

また、県民の行動変容につながるよう、県内におけるこれまでの陽性者の発生 事例を踏まえ、リスクの高い場面や行動をわかりやすく周知する。

- ・ 帰省や旅行は可能な場合は人が集中する時期を避けること。
- ・ 事業者は、従業員の在宅勤務・テレワークの促進、発熱時に従業員が休み やすい職場環境づくりに努めること。
- ・ 会食の際には、ガイドラインを遵守している店舗を利用するとともに、以 下に留意し、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をすること。
 - ✓ 体調が悪い場合は参加しない、させない。
 - ✓ 開始前と会食後に必ず手指消毒を行う。(可能であれば会食中も。手指消毒の代わりに徹底した手洗いでも可。)
 - ✓ 人と直接・間接に接触しない。(直接的な接触はもとより、大皿料理やと り箸、お酌、カラオケマイク等、物を共用しない。)
 - ✓ 飛沫を人や人の食べ物等に飛ばさない。(人との距離を保ち、パーテーション等がない場合には会話の際にマスク着用もしくはハンカチ等で口を覆う、大声で話さない、など)
 - ✓ 会場の換気に気をつける。(会場の換気が不十分なら30分程度ごとに窓 やドアを開けてのこまめな換気を行うか、短時間で会食を切り上げる。)
- ・ 普段一緒にいない方との会食・茶飲み話等の際は、会話時のマスク着用や 席間の十分な距離の確保など、特に慎重に対応すること。

〔各部局〕

(4) 高齢者など重症化リスクの高い方々を守る取組

高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、 市町村等とも連携して、これらの方々への情報発信を強化するとともに、高齢者 等の集まる場所の運営者に感染防止に関する注意喚起を改めて行う。

また、高齢者が多く利用するスーパーなどの店舗に対しても、混雑が避けられ

る時間の周知など、密集を避けるための対策等を働きかける。

〔健康福祉部・産業労働部・危機管理部〕

(5) 事業者へのガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底の要請

事業者に対して、ガイドラインの周知を図り、適切な感染防止策(入場者の制限(席数や面積に応じた制限等)、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等)の徹底を促す。 (法第 24 条第 9 項)

特に、対策本部地方部のガイドライン周知・推進チームにより、市町村や関係 団体と連携しながら、換気の実施をはじめとした冬場の感染防止対策について、 様々な機会を捉えて個別の事業者への浸透を図る。

〔各部局〕

(6) 商店街による取組の支援

飲食店等に対し、商店街と連携しガイドラインの遵守に向けた取組を支援する。 また、集中的な PCR 等検査又は営業時間短縮要請等をすることとしたエリア に所在し、感染拡大防止対策や風評被害防止対策に取り組む商店街等の支援を行 う。

〔產業労働部〕

(7)「新型コロナ対策推進宣言」の推進

経済活動の再開及び需要喚起を図るため、新型コロナ対策経営推進員(商工会・商工会議所の経営指導員等)の助言・指導のもと、自ら適切な感染防止策を検討・実施する事業者を増やし、安心して利用や買い物等ができる環境づくりを行う。また、LINEを活用した「新型コロナ対策推進宣言の店マップ」の普及により、感染防止対策に取り組む店舗等の利用促進を図る。

併せて、会食時の感染リスクの軽減や安心して飲食店を利用できる環境を整備するために、飲食店を対象に飛沫防止パネルの無償配布を行う。

〔産業労働部〕

(8)「新しい生活様式」に適応した事業活動の支援

観光関連事業者等中小企業者がグループで行う生産性向上に向けた新たな取 組等を支援する。

また、安全・安心を確保した先駆的な取組等の情報を発信し、県民による地域 店舗等の利用や、事業者の新たな事業展開を促進する。

〔営業局〕

(9)「新しい生活様式」に適応した公共交通機関の利用促進

県民の生活・経済の安定に不可欠な地域公共交通を安心して利用していただけ

るよう、利用者に対し、時差出勤、マスクの着用及び会話を控えめにすること等 感染防止対策への協力の呼び掛けを、事業者、業界団体と一体となって取り組む。 〔企画振興部〕

(10) 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、 その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の 確保など感染防止策を徹底するよう要請する。

特に、博物館、美術館、観光施設等においては、必要に応じて施設利用者名簿 の作成等による連絡先の把握について施設管理者に働きかける。

[危機管理部·健康福祉部·產業労働部]

(11) 施設・店舗等での陽性者確認時の対応等

施設・店舗等の利用者や従事者等に陽性者が確認された場合、保健所が実施する疫学調査への協力を求める。また、疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要な範囲において、施設・店舗の名称を公表するとともに、安全が確認されるまで、一時閉鎖を実施した事業者を支援する。

なお、飲食店等においてガイドラインに掲載されているような感染防止策が適切に講じられていなかったことが、感染の要因と考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促すことを改めて周知する。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(12) 観光地・観光施設における感染防止対策

観光関連事業者に対し各業界におけるガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼するとともに、感染防止対策の情報発信や感染が疑われる観光客の医療機関への移動手段確保等、各地域が取り組む安全・安心な観光地域づくりに対し支援を行うなど、関係機関と連携・協力して、観光地における感染防止対策を強化する。特に、スキー場を中心としたスノーリゾートにおいては、索道事業者と連携して、従業員の自主検査の実施や共同生活における注意事項の周知など、事業所内での感染拡大防止に向けた対策を促進するとともに、地域の観光関連事業者と連携し、エリア全体として対策に取り組む。

また、本県を訪れる観光客に対しても「信州版 新たな旅のすいめ」を活用し、 感染防止対策への協力を呼びかける。特に、旅行前2週間の健康観察や感染リス クの高い行動の自粛など、感染を拡げないことに重点を置き、感染防止対策の徹 底を図る。

〔健康福祉部・観光部〕

(13) 高等教育機関における感染防止対策

大学、専門学校等に対し、授業や寮生活等、学内での感染防止対策等の徹底を

依頼するとともに、学生の飲み会やカラオケ、課外活動等での感染防止対策の徹底を周知するよう依頼する。

〔県民文化部〕

4 感染の再拡大に備え、医療・検査体制を確保するための取組

《重点3》

(1) 医療提供体制の充実

これまでの患者発生状況を踏まえ、患者の受入れを 350 名程度から 434 名(うち重症者 49 名)に拡大する。受入医療機関に対しては、症状に応じた適切な医療が速やかに受けられるよう協力を求め、必要に応じて調整本部で受入先を広域的に調整する。

また、宿泊療養施設については、既に東信・中信・北信地域に開設し 275 名程度の軽症者等を受け入れる体制を確保しているが、南信地域にも早期に開設し、全県の受入規模を 375 名程度に拡大していく。

一定の要件のもとで自宅療養となった者については、健康観察などの体制を充 実していく。

リハビリが必要な高齢者などの患者については、回復後、一般病床や他の医療 機関への転出を促すよう取り組む。

〔健康福祉部〕

(2) 検査体制等の整備・拡充

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に対応できるよう、かかりつけ医等地域の身近な医療機関で診療、検査を行える体制の整備を進め、令和3年1月末までに572の医療機関を診療・検査医療機関に指定するなど、1日最大約4,700件の検査が可能となっている。

また、一部の医療機関では検査体制が拡充されてきたことから、当該医療機関と県との間の委託契約の締結を進め、行政検査を委託できる体制の整備を進める。これらを有効に活用し、また、民間の検査機関等の協力を得て、必要な方により迅速・円滑に検査を行い、感染者が多数発生している地域においては、幅広い対象者に対して積極的な検査を実施していく。

なお、引き続き、季節性インフルエンザの流行を抑えるため、予防接種やマスクの着用、こまめな手洗いや手指消毒の励行など、予防策の徹底を呼び掛けていく。

〔健康福祉部〕

(3) 医療資材・人材の確保等

診療・検査医療機関を含む医療機関に対しては、今冬の季節性インフルエンザ

との同時流行の懸念も考慮した上で、県として需要を把握し、マスク等の必要な 医療資材を確保しつつ、急激な陽性者の増加により緊急にアイソレーションガウン、フェイスシールドといった医療資材を必要とする場合に、供給できるよう備 蓄を図る。

併せて、迅速抗原検査キットについては、国へ安定供給体制の構築を求めてい くとともに、市場供給の状況を注視する。

また、人員が不足する医療機関等に対しては、必要な人的支援を機動的に行っていく。

さらに、新型コロナウイルス感染症の第3波及び医療非常事態宣言の発出を受け、医療従事者等の身体的・精神的な負担への慰労や感謝の意を込めて、応援金を支給する。

社会福祉施設に対しては、市場で購入が難しい医療資材について県で購入し配付するとともに、感染が発生した場合には県の備蓄から提供する。

また、福祉現場において陽性者が発生し、人的支援が必要な場合には、速やかに他の社会福祉法人からの応援職員を派遣する。

〔健康福祉部〕

(4) 医療機関、社会福祉施設等におけるクラスター感染の防止等

本県においても院内感染者の死亡事例が発生したことを重く受け止め、重症化 リスクの高い方が利用する医療機関や社会福祉施設等における院内(施設内)感 染を防止するため、従業者等に発熱等の症状がある場合には、速やかに検査を実 施するとともに、院内(施設内)において陽性者が発生した場合には、その接触 者に対して幅広く検査を実施する。

加えて、感染警戒レベル5 (特別警報II) 以上が発出された地域における社会 福祉施設従事者等の自主検査に要する費用を補助するなど、感染拡大防止に係る 取組を支援する。

一方で、県内において医療従事者等の新型コロナウイルス感染症の感染事例が 増加していることを踏まえ、診療・検査医療機関については、発熱患者用の動線 の確保や従業者の感染防止等の徹底、院内(施設内)の感染拡大防止や新型コロ ナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点など、ハード・ソフト両 方の観点からの対策を、診療・検査医療機関を含めた医療機関等へ改めて求めて いく。

また、クラスター感染を防止するため、発生施設に対し速やかにクラスター対策チームを派遣する。

社会福祉施設に関しては、面会を実施する場合の具体的な留意点等を含め、施 設内感染の防止策の徹底を周知する。

〔健康福祉部〕

5 まん延防止に向け、ワクチン接種を進めるための取組《重点4》

新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図るため、県民へのワクチン接種を行う。

(1)県の役割

県は、国、市町村、医師会、医療機関等の関係者間の調整を図り、主として以下の事項を担う。

- ① 医療従事者向け接種体制の構築 接種協力施設の確保やワクチンの円滑な供給など、県全体で接種が迅速に 実施できるよう関係者間の調整を行う。
- ② 市町村が実施する一般住民向け接種への支援 個別接種と集団接種の使い分けや自治体間の調整など、実施に係る各種事 項について、支援を行う。
- ③ 専門的相談体制の確保 ワクチン接種に対する住民の理解を深め、不安を解消するため、ワクチン の副反応などについて、情報発信や相談体制の構築に努める。

〔健康福祉部〕

(2)優先順位

ワクチンは確保され次第順次供給される見通しであることから、国が指定した 対象者のうち、国が公表した接種順位に沿って順次接種を実施する。

現時点での接種順位は次のとおりとされている。

- ① 新型コロナウイルス感染症患者(疑われる患者を含む。以下同様。)に直接 医療を提供する施設の医療従事者等(新型コロナウイルス感染症患者の搬送 に携わる救急隊員及び積極的な疫学調査等の業務に携わる保健師を含む。)
- ② 令和3年度中に65歳以上に達する高齢者
- ③ 基礎疾患を有する者
- ④ 高齢者施設等の従事者
- ⑤ 60~64歳の者
- ⑥ 上記以外の者

なお、県においては、国が定めた優先順位を踏まえつつ、実態に即して柔軟に 対応できるよう検討する。

〔健康福祉部〕

(3) 全県一丸となった接種推進体制の構築

県組織内に、副知事を総括とした「新型コロナウイルス感染症長野県対策本部 ワクチンチーム」を設置する。 また、市町村、医療関係者等を含めた関係者間の情報共有と連携体制の構築を図る。

〔健康福祉部〕

6 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るための取組《重点5》

(1) 長野県新型コロナ対策産業支援 - 再生本部会議における取組の共有等

事業継続を支援する「緊急支援フェーズ」、「新しい生活様式」の定着に向けた 取組を支援する「適応(With コロナ)フェーズ」、本格的な経済再生に向けた「再 生フェーズ(ワクチン等開発後)」ごとの課題や支援策について関係団体ととも に共有・検討する。

〔產業労働部〕

(2) 経営を継続し雇用を守る事業者への支援

地域振興局及び労政事務所に設置している「産業・雇用総合サポートセンター」の開設期間を年度末まで延長し、引き続き事業者が必要な支援を受けられるよう相談、書類作成、申請等を支援する。また、長野県よろず支援拠点において、各専門分野のコーディネーターが事業者の相談に応じる。

〔産業労働部〕

(3) 失業者等の就労支援

県・市町村・県民連携による「長野県あんしん未来創造基金」を県社会福祉協議会に造成し、新型コロナウイルスの影響による失業者等で、一般の就労支援で就職につながっていない方の就労を支援し、生活資金の確保を図る。

また、地域振興局の「就業支援デスク」を強化し、人手不足分野とのマッチングや職業訓練の提案など、失業者一人ひとりに寄り添った就労支援を実施するとともに、労働局の求人確保対策本部との連携による求人の開拓や雇用過剰企業と人手不足企業との雇用シェアリングの支援を行うほか、「緊急雇用対策助成金」の支給により民間における新たな雇用の創出を促進する。

さらに、ジョブカフェ信州におけるキャリアコンサルティングや職場実習の支援枠の拡充等により、より多くの失業者や就職困難者の正規就労を支援するとともに、雇用情勢の更なる悪化に備え、非正規雇用者の正規化により一層取り組む。

労政事務所に設置している「産業・雇用総合サポートセンター」の支援対象を拡大し、事業所から休業手当が支給されない場合に労働者自らが申請できる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」等を活用できるよう支援する。

〔産業労働部〕

(4) コロナは思いやりと支えあいで乗り越える"あかりをともそう"キャンペーン

思いやりと支えあいの心で県民一丸となって新型コロナウイルスを乗り越え、信州版「新たな日常のすゝめ」を実践しながら、地元のお店やサービスを積極的に利用して、地域経済の回復・活性化を図るキャンペーンを展開する。

〔営業局・各部局〕

(5) 信州地域支えあいキャンペーン

地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材や花きの積極的な購入、クラウドファンディングを活用した飲食店の支援など、各地域から支えあいの輪を広げ、県内経済の再生を促進する。

〔営業局・観光部・農政部〕

(6) テイクアウト・デリバリー利用拡大に向けた取組

商工会、商工会議所が実施する利用促進のための取組への支援、県民や経済界への利用拡大を呼びかけるキャンペーンなどにより、利用客が減少している飲食店等を支援する。

〔産業労働部・営業局〕

(7) 特別警報 Ⅱ 発出等市町村の地域経済の活性化支援

特別警報IIの発出又は営業時間短縮等の要請のあった市町村が、地域の実情に応じ、地域経済を活性化するために行う事業者支援の取組を支援する。

〔産業労働部〕

(8) 観光産業振興に向けた取組

緊急事態宣言の発出や本県を含む全国的な感染拡大等の状況を鑑み、現在実施を見合わせている観光誘客施策について、県内の感染者数や医療体制の改善状況を踏まえ、県民向け宿泊割などを段階的に再開し、観光需要の早期回復を図る。また、「Afterコロナ時代を見据えた観光振興方針」において、各地域が目指す方向性として位置付けた「安全・安心な観光地域づくり」、「長期滞在型観光の推進」、「信州リピーターの獲得」の3つの柱に基づき、市町村、観光関係者と一体となり中長期的な視点での観光振興・観光地域づくりに取り組む。

〔観光部〕

(9) 新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守るため、部局横断で生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、市町村等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

特に、全国的には7月以降、長野県においても9月以降は前年と比較して自殺者数が増加していることから、自殺対策を専門に行っている NPO 法人等と連携

の上、新型コロナウイルスの感染拡大以降の本県における自殺の特性分析や、関係部署等との情報共有、分析結果に応じた対応等に取り組む。

〔県民文化部・健康福祉部・産業労働部・教育委員会〕

(10) 農家等の経営継続と県産農産物の消費拡大に向けた取組

県産農産物の需給状況、価格動向を注視しながら、国の事業を最大限活用し、 次期作や新たな生産・販売方式の導入に必要な経費等を支援するなど、農家の営 農継続を後押しするとともに、労働力を必要とする経営体への雇用人材確保に向 けた支援を強化する。

また、メディア等を通じた県産花きや県産米の購入促進のPRや、牛肉等の学校給食への提供、関係団体・事業者と連携した販促キャンペーンなどにより、県産農産物の域内消費の拡大を図る。

〔農政部・営業局・教育委員会〕

(11) 林業事業体の事業継続に向けた取組

林業における雇用の維持を図るため、合板用など木材需要の減少に対し、需要のある木質バイオマス発電用への一時的な生産シフトを促進するなど、事業継続に向けた取組を支援する。

〔林務部〕

(12) 地域の支えあいによる消費の促進

大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を県民一丸となって応援するとともに、「新しい生活様式」への対応を促進するため、地域の実情に応じて市町村が行う消費喚起の取組を支援する。

〔企画振興部〕

(13) 生活を支える公共交通の確保

交通事業者が行う感染防止対策や新しい生活様式に適応した利用促進の取組、 公共交通の安全・安定的な運行の継続等を支援する。

〔企画振興部〕

(14) 相談支援体制の強化等

失業や離職等により生活に困窮している方の住まいの確保や就労に向けた支援を行うため、県が設置する生活就労支援センター「まいさぽ」の人員体制を強化する。

また、「どこに相談したらいいか分からない」、「どんな支援があるか分からない」などの声にお応えし県民の皆様の不安の解消等につなげるための相談を、「新型コロナウイルスお困りごと相談センター」において継続して行う。

〔企画振興部·健康福祉部〕

(15) 生活福祉資金特例貸付の円滑な実施

長野県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金特例貸付(受付期間:3月末まで)の貸付原資等の補助により、資金が必要な方に円滑に貸付が行われるよう支援する。

また、償還の負担の軽減を図るため、国の償還免除措置に加え、県独自に償還金の一部を補助することとしており、その実施に向け準備を行う。

〔健康福祉部〕

(16) ひとり親世帯の支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、子育て負担の増加や収入の減少が 生じている郡部にお住まいのひとり親世帯を支援するための臨時特別給付金に ついて引き続き広報等を行うとともに、対象者への給付を行う。

※ 市にお住まいの方については、各市が実施

〔県民文化部〕

(17) 子どもの居場所の支援

With コロナの状況下においても、信州こどもカフェを継続的に運営できるよう、県社会福祉協議会を通じた支援を継続して行う。

〔県民文化部〕

(18) 多言語及び「やさしい日本語」を活用した情報発信の強化

感染防止策や早期受診等を呼びかけるため、日本語での情報が届きにくい外国 人県民に向け、多言語及び「やさしい日本語」により、市町村や関係団体等を通 じ発信する。

また、SNS等を活用し効果的な情報発信を行う。

〔県民文化部〕

7 誹謗中傷等を抑止し県民の絆を守るための取組《重点6》

(1)人権への配慮

患者・陽性者、医療機関や福祉施設等に勤務されている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないよう、正確な情報発信や啓発などの取組を行うとともに、感染が拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対する差別や誹謗中傷を行わないよう呼びかける。

また、「新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口」により、誹謗中傷等による被害者を支援する。

(2) 誹謗中傷等を抑止し、温かい社会をつくる取組

誹謗中傷等が発生する仕組みや対応についての気づきと示唆を与え、意識変容、行動変容を図って誹謗中傷等を抑止するとともに、陽性者等の気持ちに寄り添い、治療を終えた方等が安心して日常生活に戻ってくることができる地域・社会をつくる「コロナは思いやりと支えあいで乗り越える"あかりをともそう"キャンペーン」を、市町村、経済団体等及び県民と一丸となって展開する。

〔県民文化部・各部局〕

8 その他重要な事項

(1) 県立学校についての取扱い

「新型コロナウイルス感染症に係る県立学校の運営ガイドライン」に基づき、 地域の感染状況に応じた感染防止策を徹底し、感染リスクを可能な限り低減させ るとともに、子どもたちの学びを最大限保障する。

〔教育委員会〕

(2) 県有施設についての取扱い

県有施設(集会施設、展示施設、スポーツ施設、博物館、美術館、図書館等)については、感染防止策の徹底を図りながら運営することを基本とするが、感染の拡大が顕著になった場合には使用停止を検討する。

〔各部局〕

(3) 県主催イベント・行事の実施のための当面の判断基準

県主催イベント・行事については、別添「12月1日以降のイベント開催の目安について」に従い実施する。県としては、民間が主催するイベントの参考としていただけるよう、感染防止に最大限の注意を払いながらイベント等を実施することとする。

なお、イベント等の場において濃厚接触者 (**) をできる限り生じさせないようにする (例えば、マスクの常時着用が困難な場合には身体的距離を十分に確保する) とともに、参加者に陽性者が発生した場合に濃厚接触者にかかる調査を円滑に実施できるようにする (接触確認アプリのインストールの義務付け、参加者の連絡先の確認を確実に行う) こと、イベント前後の感染防止についての注意喚起を徹底することとする。

また、集会や会議等の開催に当たっては、年齢や身体の調子等により、多人数が集まる場への参加を控えたい方がいる場合も想定し、予めの意見聴取やリモートによる参加等、直接参加に代わる手段の設定や、不参加も許容されるものであ

ることの周知などを検討する。

急激な感染拡大が生じた場合にあっては、イベント等の中止や施設の閉館等を 行う必要があり、そうした事態にも常に備えておくこととする。

※ 濃厚接触者とは

「患者(確定例)」(「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。)の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

- ○患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ○適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者
- ○患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ○その他:手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と 15 分以上の接触があった者 (周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

国立感染症研究所 感染症疫学センター

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(令和2年5月29日版)より

〔各部局〕

(4) 民間主催のイベントに対する要請

民間が主催するイベント等については、以下の基準を遵守するよう要請する。 また、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促す ことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等 を把握することについて、イベント主催者に要請する。

さらに、特定都道府県を含む全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベント主催者に依頼するとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するよう依頼する。

また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討を 行うよう依頼する。

(法第24条第9項)

※イベント開催の目安

別添「12月1日以降のイベント開催の目安について」のとおりとする。 なお、概要は次のとおり。

- 収容率要件と人数上限のいずれか小さい方を限度とする(両方の条件を満た す必要)。
 - ① 収容率要件については、
 - ・ 感染リスクの少ないイベント (クラシック音楽コンサート等) について は 100%以内
 - ・ その他大声での歓声・声援等が想定されるイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等)については 50%以内(ただし、異なるグループ(5 名以内)間で座席を 1 席空ければ 50%超も可能)
 - ② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。

	収署	人数上限	
イベント の類型	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの (・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等・飲食を伴うが発声がないもの(映画館等))	大声での歓声・声援等が 想定されるもの (・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営 競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等)	①収容人数 10,000 人超 ⇒収容人数の 50% ②収容人数 10,000 人以下 ⇒5,000 人 (注)収容率と人数上限でいずれ か小さいほうを限度(両方の条件 を満たす必要)。
	(席がない場合は適切な間隔)	(席がない場合は十分な間隔)	

※ただし、異なるグループ(5名以内)間で座席を1席空ければ50%超も可能

〔各部局〕

(5) 避難時における新型コロナウイルス感染症対策の取組

市町村と連携した「信州防災逃げ遅れゼロプロジェクト」の一環として、住民が「3密」を避けた多様な方法による避難ができるよう、避難所への避難のほか、知人・親戚宅への避難を検討することの周知、指定避難所以外のホテル・旅館等の避難先の確保などに取り組む。

〔危機管理部・健康福祉部〕

12月1日以降のイベント開催の目安について

1 イベント開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

(1)人数上限の目安

収容定員が設定されている場合、

- ・ 別紙1「感染防止のチェックリスト」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の 条件が担保されている場合、「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」を上 限とする
- ・ 別紙1に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、 5,000 人を上限とする。

なお、収容定員が設定されていない場合の取扱いは、後記(2)の①及び②における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

(2) 収容率の目安

① 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合 観客間の集団的な感染が発生していないことが確認されたイベントの形態であること を前提に、次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を 100%とする。

・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、 参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと(開催 実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、 声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと)。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催 実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、 後記②のとおり取り扱うこと。

- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して感染防止対策(別紙1)の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種別ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

(参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができるイベント)

大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベントについては、感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。具体的には、別紙2「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる/想定されるものの例」の例示を参考とすること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができるイベント)

大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベントについては、感染防止策の徹底を前提に1)収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする、2)収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。具体的には、別紙2の例示を参考とすること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができないイベントについては、後記2によることとする。

(飲食の取扱い)

マスクの常時着用を担保するため、引き続き、食事を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」には該当しないものとして取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうるイベントについて、別紙3に記載した条件が全て担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことができることとする。

② 大声での歓声、声援等が想定される場合等 前記①に該当しないイベントは、②の収容率の目安を適用する。 具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

(参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができるイベント)

大声での歓声、声援等が想定されるイベントについては、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。具体的には、別紙2の例示を参考とすること。

なお、別紙1に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない 場合は次のとおりとする。

- ・屋内、屋外ともに 5,000 人以下。
- ・屋内にあっては収容定員の50%までの参加人数とする。屋外にあっては人と人と の距離を十分に確保できること(できるだけ2m)

(参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができるイベント)

大声での歓声、声援等が想定されるイベントについては、1) 収容定員が設定されている場合は当該収容定員の50%までの参加人数とすることとし、2) 収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との間隔 $(1\,\mathrm{m})$ を要することとする。具体的には別紙2の例示を参考とすること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができないイベントについては、後記2によることとする。

2 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とする。

(1) 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。具体的には、イベントを開催する場合については、十分な人と人との間隔(1m)を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

「十分な人と人との間隔 (1 m)」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能であるものについては、別紙 4 を参考にすること。

(2) 地域で行われる祭り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限が撤廃されていることに留意すること。また、引き続き適切な感染防止策(例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔(1 m)の確保、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等)を講ずるとともに、イベントを開催する前に、イベント参加者に対し厚生労働省から提供されている接触確認アプリ(COCOA)や各地域で取り組まれている接触確認アプリ活用の呼びかけや、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握を行うこと。

イベント開催時に必要な感染防止策①

(1))徹底した感染防止等	等(収容率50%を超える催物を開催するための前提)
1	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める ※マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保
2	大声を出さないこと の担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの ※隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) ※演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)
(2))基本的な感染防止第	策
3	①~②の奨励	・①~②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める) ※マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと ※大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパの鳴り物を禁止すること)
4	手洗	・こまめな手洗の奨励
(5)	消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
6	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
7	密着の回避	入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 ※必要に応じ人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
8	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限る。)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

別紙1

イベント開催時に必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等(続き)

9	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が 50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、 一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
10	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 ※ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
11)	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスの奨励 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
12	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接 触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
13)	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 ※可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
14)	ガイドライン遵守の旨 の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

15)	入退場やエリア内の行 動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 ※来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる
16	地域の感染状況に応じ た対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる/想定されるものの例

<u>大声での歓声・声援等がないことを</u> <u>前提としうる</u> ものの例	<u>大声での歓声・声援等が</u> 想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等)、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲 等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パ フォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地(いわゆる絶叫系のアトラクション)についても同様の考え方を 適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、 タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	適用することとし、関係業外における燃業拡入予例ガイドノイン以前 を呼びかけ
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

⁽注)・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。・イベント中(休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。)の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

映画館等(飲食を伴うものの発声がないもの)における感染防止策

○今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にしうる催物に限定して、収容率を**100**%以内にすることができることとする。

具体的な条件(感染防止策)

1	食事時以外のマスク 着用厳守	・入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知 すること ・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
2	会話が想定される場 合の飲食禁止	・例えば、映画の場合は、発声が想定される場面(例:上映前後・休憩中のシアター内等)での飲食禁止 ・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
3	十分な換気	・二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30㎡/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること(野外の場合は確認を要しない)
4	連絡先の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措 置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
5	食事時間の短縮	・長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くする ため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

野外フェス等における感染防止策

〇これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合については、「十分な人と人との間隔 (1 m)を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件(感染防止策)

1	身体的距離の確保	・移動時の適切な対人距離の確保 (誘導人員の配置等) ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
2	密集の回避	・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・誘導人員の配置 ・時差・分散措置を講じた入退場
3	飲食制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛
4	大声を出さないことの 担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
5	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
6	連絡先の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的 措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

12月以降のイベント開催制限のあり方について (概要)

- ○**感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築**を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、**12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント**(クラシック音楽コンサート等)**を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント**(ロック・ポップコンサート等)**を50%以内とする現行制限を維持**した上で、**飲食を伴うが発声がないもの**(映画館等)**は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。**
- 〇引き続き大規模なイベント(参加者1,000人超)の主催者等は県に事前に相談し、県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。

時期		収容率	
12月1日~ 当面来年2月末まで	イベントの類型	大声での歓声・声援等が ないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの(注2)	大声での歓声・声援等が 想定されるもの ・ロック、ボップコンサート、 スポーツイベント、 公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブでの イベント 等

- 注1:人数上限については現行と同様とする。
- 注2:これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、 イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り 扱うことを可とする。
- (※) ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ (5人以内に限る。) 内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

新型コロナウイルス感染症対策・長野県の基本的対処方針

令和2年3月31日(令和3年2月3日改正) 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部決定

新型コロナウイルス感染症について、国内においては、感染経路が分からない患者数が増加する地域が発生し、感染拡大が見られてきたため、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。) 附則第1条の2第2項の規定により読み替えて適用する同法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日、法第15条に基づく政府対策本部が設置された。これを受けて、同日、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部を設置したところである。県民の生命を守るためには、陽性者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

長野県では、関係機関の連携・協力により、24時間体制の相談体制を整備し、検査施設を増やすなど検査体制を拡充する中で、患者の早期発見、早期対応に努めるとともに、受入可能病床や宿泊療養施設の拡充等により患者の受入体制の整備を進めてきた。また、県独自の感染警戒レベルに応じた対策の強化や県民に対する様々な感染拡大防止の呼びかけを実施してきた。

しかしながら、県内においても、新型コロナウイルス感染症陽性者の集団発生が複数認められるなど、リスクの高い事例が発生している。このため、後述する「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、感染経路の不明な患者やクラスター(患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。)の発生を抑えることが、オーバーシュート(爆発的な感染拡大。以下「オーバーシュート」という。)の発生を防止し、陽性者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには不可欠である。

また、必要に応じ、外出や感染拡大地域への往来等の自粛の要請などの接触機会の低減を組み合わせて実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、クラスター等の発生を抑えるためにも、医療提供体制を崩壊させないためにも重要である。

併せて、今後、県内で陽性者数が急増した場合に備え、重症者対策を中心とした

医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部長(以下「政府対策本部長」という。) は、令和2年4月7日に法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急 事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 大阪府、兵庫県及び福岡県とされた。

4月 16 日には、各都道府県における感染状況等を踏まえ、全都道府県について 緊急事態措置を実施すべき区域とされ、5月4日には、全都道府県において緊急事 態措置を実施すべき期間を令和2年5月31日まで延長することとされた。その後、 各都道府県における感染状況等を踏まえ、段階的に緊急事態措置を実施すべき区域 が縮小されていった。

5月 25 日に、感染状況等を分析し、総合的に判断した結果、全ての都道府県が 緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったため、政府対策本部長は、 法第 32 条第 5 項に基づき、緊急事態解除宣言を行った。

その後、全国の新規報告数は、10月末以降増加傾向となり、11月以降その傾向が強まっていった。12月には首都圏を中心に新規報告数は過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられた。

こうした感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和3年1月7日、政府対策本部長は、法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年1月8日から令和3年2月7日までの31日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とされた。

令和3年1月13日には、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき 区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更 が行われた。

その後、令和3年2月2日に、感染状況等について分析・評価が行われ、2月8日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域が埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県に変更されるとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することとされた。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、法第32条第5項に基づき、速やかに緊急事態を解除することとされた。

この基本的対処方針は、県民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめ

ぐる状況を的確に把握し、県や市町村、医療関係者、専門家、事業者を含む県民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めるべく、今後講じるべき対策を整理し、国の定める法第 18 条第1項に規定する政府基本的対処方針を踏まえ、長野県としての対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものであり、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例(令和2年長野県条例第25号)第4条に基づく基本的方針である。

1 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

長野県の感染状況については、令和2年2月25日に初めての感染例が確認された後、令和3年2月2日までに2,314人の陽性者、38人の死亡者が確認されている。

全国では、令和2年1月 15 日に最初の陽性者が確認された後、令和3年1月 31 日までに、合計 387,358 人の陽性者、5,720 人の死亡者が確認されている。

令和2年4月から5月にかけての緊急事態宣言下において、東京都、大阪府、 北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、 兵庫県及び福岡県の13都道府県については、特に重点的に感染拡大の防止に向 けた取組を進めていく必要があったことから、政府基本的対処方針において特定 都道府県(緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県)の中でも「特定警戒都道 府県」と位置付けて対策が促されてきた。

また、長野県を含むこれら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多いことや、全都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要があったことなどから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域として感染拡大の防止に向けた対策が促されてきた。

その後、5月1日及び4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(以下「専門家会議」という。)の見解を踏まえ、引き続き、それまでの枠組みを維持し、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域(特定警戒都道府県は前記の13都道府県とする。)として感染拡大の防止に向けた取組が進められてきた。

その結果、全国的に新規報告数の減少が見られ、また、新型コロナウイルス感染症に係る重症者数も減少傾向にあることが確認され、さらに、病床等の確保も進み、医療提供体制のひっ迫の状況も改善されてきた。

5月14日には、国においてその時点における感染状況等の分析・評価を行い、

総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、 大阪府及び兵庫県の8都道府県については、引き続き特定警戒都道府県として、 特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていくこととされた。

また、5月21日には、同様に、国において分析・評価を行い、総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の5都道県については、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があることとされた。

その後、5月25日に改めて国において感染状況の変化等について分析・評価を 行い、総合的に判断したところ、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区 域に該当しないこととなったため、同日、緊急事態解除宣言が発出された。

緊急事態宣言解除後、全国では、主として7月から8月にかけて、特に大都市 部の歓楽街における接待を伴う飲食店を中心に感染が広がり、その後、周辺地域、 地方や家庭・職場などに伝播し、全国的な感染拡大につながっていった。

この感染拡大については、国及び都道府県、保健所設置市、特別区(以下「都道府県等」という。)が連携し、大都市の歓楽街の接待を伴う飲食店等、エリア・業種等の対象を絞った上で、重点的なPCR検査の実施や営業時間短縮要請など、メリハリの効いた対策を講じることにより、新規報告数は減少に転じた。

また、8月7日の新型コロナウイルス感染症対策分科会(以下「分科会」という。)においては、今後想定される感染状況に応じたステージの分類を行うとともに、ステージを判断するための指標(「6つの指標」。以下「ステージ判断の指標」という。)及び各ステージにおいて講じるべき施策が提言された。

この提言を踏まえ、今後、緊急事態宣言の発出及び解除(緊急事態措置を実施すべき区域の追加及び除外を含む)の判断に当たっては、以下を基本として判断することとされた。その際、「ステージ判断の指標」は、提言において、あくまで目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、国や都道府県はこれらの指標を総合的に判断すべきとされていることに留意することとされた。また、緊急事態措置を実施すべき区域を定めるに当たっては、都道府県間の社会経済的なつながり等を考慮することとされた。

(緊急事態宣言発出の考え方)

国内での感染拡大及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況(特に、分科会提言におけるステージIV相当の対策が必要な地域の状況等)を踏まえて、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見

を十分踏まえた上で総合的に判断する。

(緊急事態宣言解除の考え方)

国内での感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況(特に、緊急事態措置を実施すべき区域が、分科会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域になっているか等)を踏まえて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。

なお、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける。

8月28日には政府対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症に関する 今後の取組」がとりまとめられ、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患があ る者への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重症者に重点化すること、ま た、季節性インフルエンザの流行期に備え、検査体制、医療提供体制を確保・拡 充することとされた。

夏以降、減少に転じた全国における新規報告数は、10月末以降増加傾向となり、 11月以降その傾向が強まっていったことから、クラスター発生時の大規模・集中 的な検査の実施による感染の封じ込めや感染拡大時の保健所支援の広域調整等、 国と都道府県等が密接に連携しながら、対策が講じられた。

また、10月23日の分科会においては、「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避することや、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を周知することなどの提言がなされた。12月には首都圏を中心に新規報告数は過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられた。

こうした感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和3年1月7日、政府対策本部長は、法第32条第1項に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年1月8日から令和3年2月7日までの31日間とし、区域を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とする緊急事態宣言を行った。

令和3年1月13日には、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更が行われた。

その後、令和3年2月2日に、感染状況等について分析・評価が行われ、2月8日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域が埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県に変更されるとともに、これらの区域において緊急事

態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することとされた。

新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。

- ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人の割合や 死亡する人の割合は年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い傾向に ある。令和2年6月から8月に診断された人における重症化する割合や死亡 する割合は1月から4月までと比べて低下している。重症化する人の割合は 約1.6%(50歳代以下で0.3%60歳代以上で8.5%、死亡する人の割合は、 約1.0%(50歳代以下で0.06%60歳代以上で5.7%となっている。
- ・ 重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある人で、重症化のリスクとなる基礎疾患には、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満がある。
- ・ 新型コロナウイルスに感染した人が他の人に感染させる可能性がある期間 は、発症の2日前から発症後7日から10日間程度とされている。また、この 期間のうち、発症の直前・直後で特にウイルス排出量が高くなると考えられ ている。

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、他の人に感染させているのは2割以下で、多くの人は他の人に感染させていないと考えられている。

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染や接触感染によって感染し、 ①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(以下「三つの密」という。)の環境で感染リスクが高まる。このほか、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必要である。
- ・ 新型コロナウイルス感染症を診断するための検査には、PCR検査、抗原 定量検査、抗原定性検査等がある。新たな検査手法の開発により、検査の種 類や症状に応じて、鼻咽頭ぬぐい液だけでなく、唾液や鼻腔ぬぐい液を使う ことも可能になっている。なお、抗体検査は、過去に新型コロナウイルス感 染症にかかったことがあるかを調べるものであるため、検査を受ける時点で 感染しているかを調べる目的に使うことはできない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の治療は、軽症の場合は経過観察のみで自然に 軽快することが多く、必要な場合に解熱薬などの対症療法を行う。呼吸不全

を伴う場合には、酸素投与やステロイド薬(炎症を抑える薬)・抗ウイルス薬の投与を行い、改善しない場合には人工呼吸器や体外式膜型人工肺 (Extracorporeal membrane oxygenation: ECMO) 等による集中治療を行うことがある。

・ 英国、南アフリカ等の世界各地で変異株が確認されている。国立感染症研究所によると、英国で確認された変異株 (WC 202012/01) については、英国の解析では今までの流行株よりも感染性が高いこと (実効再生産数を 0.4以上増加させ、伝播のしやすさを最大 70%程度増加すると推定) が示唆されること、現時点では、重篤な症状との関連性やワクチンの有効性への影響は調査中であることなど、また、南アフリカで確認された変異株 (501Y V2) については、感染性が増加している可能性が示唆されているが、精査が必要であること、現時点では、重篤な症状との関連性やワクチンの有効性への影響を示唆する証拠はないこと等の見解がまとめられている。さらに、ブラジルから入国した患者等から、英国と南アフリカにおいて確認された変異株と共通の変異を認める変異株も確認されており、現時点では、より重篤な症状を引き起こす可能性やワクチンの有効性への影響を示唆する証拠はないこと等の見解がまとめられている。

国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が推奨されている。

- ・ 日本国内におけるウイルスの遺伝子的な特徴を調べた研究によると、令和 2年1月から2月にかけて、中国武漢から日本国内に侵入した新型コロナウ イルスは3月末から4月中旬に封じ込められた一方で、その後、欧米経由で 侵入した新型コロナウイルスが日本国内に拡散したものと考えられている。 7月、8月の感染拡大は、検体全てが欧州系統から派生した2系統に集約さ れたものと考えられる。現時点では、国内感染は国内で広がったものが主流 と考えられる。
- ・ また、ワクチンについては、令和3年前半までに全国民に提供できる数量 の確保を目指すこととしており、これまでモデルナ社、アストラゼネカ社及 びファイザー社のワクチンの供給を受けることについて契約締結等に至って いる。ワクチンの接種を円滑に実施するため、令和2年9月時点で得られた 知見、分科会での議論経過等を踏まえ、内閣官房及び厚生労働省は「新型コ ロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について(中間とりまとめ)」を策

定したが、その後、予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)の改正や接種順位の 検討等、接種に向け必要な準備が進められている。現時点では国内で承認さ れたワクチンは存在しないもののファイザー社のワクチンについて 12 月中 旬に薬事承認申請がなされており、現在、安全性・有効性を最優先に、迅速 審査が行われているところであり、承認後にはできるだけ速やかに接種でき るよう接種体制の整備が進められている。

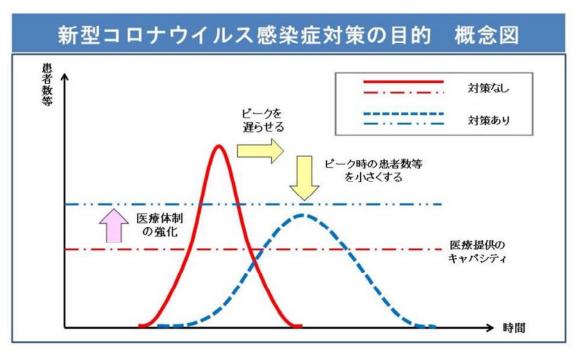
2 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

県民の行動変容を促進するための呼びかけやクラスターの早期発見、早期対応に努めることにより、流行のピークを遅らせ、可能な限り重症者の発生を減らすとともに、医療提供体制の崩壊を防止し、もって県民の生命と健康を守ることを目標とする。

この目標を達成するため、

- ①感染拡大のスピードを抑制する。
- ②医療提供体制を強化する。
- ③重症化しやすい方を守る。
- ④医療関係者を守り、確保する。

の4点を最重点とし、可能な限りの措置を講じ、県民一丸となって対策を進めていく。



また、県民生活や地域経済に大きな影響が生じていることから、社会・経済に与える影響が最小になるよう、必要な対応を強化する。

具体的には、次のとおり対策を実施する。

- ・ これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- ・ 地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、感染拡大の 防止と社会経済活動の維持との持続的な両立を図っていく。その際、地域の 感染状況を適切に判断するとともに、人の移動があることから、隣県など社 会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する。
- ・ 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5 つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン(以下「業種別ガイドライ ン」という。)等の実践と科学的知見等に基づく進化を促す。
- ・ 新型コロナウイルス感染症についての監視体制の整備及び的確な情報提供・共有により、感染状況等を継続的に監視する。また、医療提供体制がひっ迫することのないよう万全の準備を進めるほか、検査機能の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組む。
- ・ 的確な感染防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済 活動の維持との両立を持続的に可能としていく。
- ・ 感染の拡大が認められる場合には、国と密接に連携しながら、重点的・集中的なPCR検査の実施や営業時間短縮要請等を含め、速やかに強い感染対 策等を講じる。
- ・ なお、国内、県内における感染拡大の状況等に応じ、常に臨機応変の対応 を行っていく。県内の各地域においても、感染経路が特定できない患者や集 団的な発生、またこれらの増加など、状況が変わっていくことが予想される ため、その時点のレベルに応じた対策を講じていくことが必要である。

3 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 実施体制

- ア 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部 (県対策本部)
 - ・ 県対策本部は、新型コロナウイルス感染症対策を迅速かつ総合的に推進し、 県民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。

・ 政府により緊急事態宣言が行われた場合には、法に基づき必要な措置を講じる。

(ア) 構成

•本部長:知事

• 副本部長:副知事

· 構成員:教育長、警察本部長、危機管理監 · 各部局長

· 事務局: 危機管理部 · 健康福祉部

(イ) 所管事項

- ・新型コロナウイルス感染症の発生動向の把握に関すること
- ・県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制対策と予防対策に 関すること
- ・県内における新型コロナウイルス感染症に関する適切な医療の提供に関す ること
- ・県内発生時における社会機能維持に関すること
- ・国、市町村、関係機関との連絡調整に関すること
- ・県民に対する正確な情報の提供に関すること
- ・その他県対策本部の設置目的を達成するために必要なこと

イ 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部地方部(地方部)

地方部は、所管する地域における新型コロナウイルス感染症対策の円滑、適切な実施を図る。

(ア) 構成

- · 地方部長: 地域振興局長
- ・副地方部長:地域振興局副局長、保健福祉事務所長、建設事務所長、警察署長、その他
- · 構成員:担当課長等
- 事務局: 地域振興局

(イ) 所管事項

・ 県対策本部の方針に基づき、医療の確保、感染拡大抑制に必要な措置及 びその他危機管理と感染防止に必要な事項等について、地方部ごとの判断 及び対応を行う。また、市町村及び関係機関へ速やかに情報を伝達し、市 町村及び関係機関における危機管理体制の立ち上げを要請するとともに、 連絡体制を確認する。 ・ 連絡調整のため必要のある場合は、市町村及び関係機関に対して地方部 の会議に出席を求め、又は市町村及び関係機関との協議会を設置するなど、 体制を整備する。

ウ 長野県新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会

・ 専門的知見を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策を進めるため、医学・ 公衆衛生分野の専門家等で構成される長野県新型コロナウイルス感染症対策 専門家懇談会を開催し、意見を聴く。

(ア) 構成

- ・学識経験者(医学・公衆衛生分野)、医療関係者
- · 事務局: 危機管理部 · 健康福祉部

(イ) 目的

・ 県が迅速かつ的確な新型コロナウイルス感染症対策を講じるため、必要 に応じて随時、県内の状況、対策の方向性等に関して意見を聴く。

工 生活経済対策有識者懇談会

・ 新型コロナウイルス感染症による県民生活や県内経済への影響の最小化を 図るため、幅広い分野に関する有識者や市町村関係者等で構成される有識者 懇談会を開催し、意見を聴く。

(ア) 構成

- ・法律、県民生活、経済等の幅広い分野に関する有識者、市町村関係者等
- · 事務局: 危機管理部

(イ) 目的

・ 新型コロナウイルス感染症による県民生活や県内経済への影響について 把握するとともに、その影響の最小化を図るため、必要に応じて随時、県 内の状況、対策の方向性等に関して意見を聴く。

(2)情報提供 共有

ア 考え方

・ 危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、 医療機関、専門家、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に 適切に判断し行動するため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市 町村、医療機関、専門家、事業者、個人の間でのコミュニケーションを円滑 に行う。

・ 県民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外 国人県民、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用い て、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

イ 具体的な取組

- ① 県は、以下の点について、県民の共感が得られるようなメッセージを発出する。また、正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。情報の提供に当たっては、感染防止に資する正しい情報が広く県民に伝わるよう、報道機関に対して協力を要請する。
 - 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
 - ・ 医療提供体制及び検査体制に関するわかりやすい形での情報提供
 - ・ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手 洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡 大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知
 - ・ 室内で「三つの密」を避けること。特に、日常生活及び職場において、人 混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すこ とや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けることの呼 びかけ
 - ・ 「感染リスクが高まる「5つの場面」」(飲酒を伴う懇親会やマスクなしでの会話など)や、感染リスクを下げる会食の工夫(なるべく普段一緒にいる人と少人数、席の配置は斜め向かい、会話の時はマスク着用等)の周知
 - ・ 業種別ガイドライン等の実践の呼びかけ
 - ・ 風邪症状等体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛 等の呼びかけ
 - ・ 感染リスクを下げるため、発熱等の風邪症状がある際に医療機関を受診 する時は、あらかじめ電話で相談することが必要であることの呼びかけ
 - 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方のわかりやすい周知
 - ・ 陽性者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の 対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼 びかけ

- ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知
- ・ 県民の落ち着いた対応 (不要不急の帰省や旅行など県をまたいだ移動の 自粛等や商店への殺到の回避及び過度の買いだめ等の防止)の呼びかけ
- 接触確認アプリ(COMID 19Contact-Confirming Application: COCCA)のインストール等の呼びかけ

など

- ② 県は、感染の拡大を防止するため、感染症患者の確認事例について迅速かつ正確に情報を公開する。ただし、陽性者の特定につながる個人情報の保護や、風評被害の防止の観点から、感染の防止のため公開が必要ではない情報については、慎重に対応する。
- ③ 県は、県ホームページのほか、テレビ、ラジオ、SNS、動画サイトなど 様々な媒体を活用した積極的な広報を実施し、県内での感染拡大防止に資す る。
- ④ 県は、県民からの相談に対応するため、県庁及び保健所(保健福祉事務所) に相談窓口を設置し、感染局面の進行に応じて体制を充実・強化する。また、 県は、市町村に対し、相談窓口体制の充実・強化を要請する。
- ⑤ 県は、企業や大学等と連携し、海外からの帰国者や渡航を計画している者 への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や帰国者に対する 14 日 間の外出自粛等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑥ 県は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により得られた 情報を分析し、今後の対策に資する知見をまとめて、県民に還元するよう努 める。
- ⑦ 今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が、国においては行政文書の管理に関するガイドラインの「歴史的緊急事態」に該当することとされたことを踏まえ、県は正確な記録を行うとともに公文書として適切に管理・保存する。

(3) サーベイランス・情報収集

ア 考え方

- ・ 対策を適時適切に実施するためには、新型コロナウイルス感染症に関する 様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を 関係者や県民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。
- ・ 患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の

特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。なお、感染の拡大が進行した局面において、患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担が過大となる場合においては、入院患者及び死亡者に関する情報収集に重点を置くことも検討する。

イ 具体的な取組

- ① 県は、感染の広がりを把握するために必要な検査を実施し、感染症の予防 及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第144号)第12 条に基づく医師の届出等によりその実態を把握する。
- ② 県は、感染が拡大する傾向が見られる場合はそれを迅速に察知して的確に対応できるよう、戦略的サーベイランス体制を整える。
- ③ 県は、関係団体と連携して外来・検査センターの設置等を進めるとともに、 新しい検査技術についても医療現場に迅速に導入する。
- ④ 県は、PCR検査等の実施体制の把握・調整等を図り、大学や民間検査会 社等を活用して実施体制を強化する。また、PCR検査等の実施人数や陽性 者数等の結果を定期的に公表する。
- ⑤ 県は、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入 所者等関係者に対し、抗原定性検査やプール化検査法を含むPCR検査等に よる幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対 策の強化を図る。
- ⑥ 県は、学校等での発生状況の把握の強化を図る。
- ⑦ 県は、都道府県間での迅速な情報共有に努めるとともに、県下の感染状況 について、リスク評価を行う。

(4) まん延防止

ア 考え方

- 流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時においては、軽症者の宿泊施設等での療養により受診患者 数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範 囲に収める。
- ・ 感染が急速に拡大するおそれが生じた場合には、県民の行動変容を促すため、外出自粛の要請等の接触機会の低減のための取組を行う。
- ・ まん延防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経

済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、国や他の都道府県とも情報を共有しながら対策の実施や縮小・中止を検討していく。

イ 具体的な取組

① 県は、持続的な対策が必要であることを踏まえ、県民や事業者に対して、以下の取組を行う。その際、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、外出の自粛、イベント等の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行う。

(外出の自粛等)

- ・ 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と 人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめと した基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」 の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、県民や事業者に周知す る。
- ・ 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め 基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等 注意を促す。

感染が拡大している地域において、こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促す。特に発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促す。

- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促す。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、必要に応じて、国と連携して、外出の自粛に関して速やかに県民に対して必要な協力の要請等を行う。

(イベント等の開催)

・ イベント等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要な規模要件(人数上限や収容率)の目安を示す。その際、事業者及び関係団体において、エビデンスに基づき業種別ガイドラインが進化、改訂された場合は、それ

に基づき適切に要件を見直す。

また、イベント等の態様(屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるかなど)や種別(コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等)に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討し、主催者に周知する。

イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、接触確認アプリ(COCOA)等の活用等について、主催者に周知する。

・ 感染拡大の兆候やイベント等におけるクラスターの発生があった場合、 国と連携して、人数制限の強化、イベント等の無観客化、中止又は延期等 を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

(職場への出勤等)

- ・ 事業者に対して、在宅勤務 (テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、 人との接触を低減する取組を働きかける。
- ・ 事業者に対して、職場における、感染防止のための取組(手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等)や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促す。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知する。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかける。その際には、特に留意すべき事項の確認を促し、遵守している事業者には対策実施を宣言させる等、感染防止のための取組を強く勧奨する。

(施設の使用制限等)

- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある 施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して 必要な協力を依頼する。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国 と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して

必要な協力の要請等を行う。

- ② 県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、県民 に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかける。
- ③ 県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、分科会提言等を踏まえ、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じる。特に、分科会提言のステージIII相当の対策が必要な地域で、感染の状況がステージIVに近づきつつあると判断される場合には、必要に応じて、政府基本的対処方針の特定都道府県における措置に準じた取組を行う。
- ④ 県は、①、③の取組を行うに当たっては、あらかじめ国と迅速に情報共有 を行う。
- ⑤ 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種別ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとする。
- ⑥ 県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとと もに、地域の感染状況や学校関係者の陽性者情報について速やかに情報共有 を行う。
- ⑦ 県は、市町村に対し、保育所や放課後児童クラブ等については、感染症対策(手洗い、消毒、こまめな換気等)を徹底して運営するよう要請する。 なお、県は、今後の感染状況に応じて、保育の提供に対する考え方を示す。
- ⑧ 県は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の 濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡 大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う。その際、より効果的な感 染拡大防止につなげるため、積極的疫学調査を実施する際に優先度も考慮す る。
- ⑨ 県は、関係機関と協力して、特に感染拡大の兆候が見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。

なお、感染拡大が顕著な地域において、保健所における積極的疫学調査に係る人員体制が不足するなどの問題が生じた場合には、県は学会・関係団体等の外部専門人材派遣の仕組みである IHFAI(Infectious disease Health Finergency Assistance Team)の活用や、厚生労働省と調整し、他の都道府県からの応援派遣職員の活用等の人材・体制確保のための対策を行う。

また、他の都道府県等と連携し、積極的疫学調査等の専門的業務を十分に

実施できるよう保健所の業務の重点化や人材育成等を行うこと等により、感染拡大時に即応できる人員体制を平時から整備する。

- ⑩ 県は、クラスター対策を抜本的に強化するため、保健所の体制強化に迅速 に取り組む。さらに、県はクラスターの発見に資するよう都道府県間の情報 共有に努める。
- ⑪ 県は、クラスター対策を強化する観点から、以下の取組を行う。
 - ・ 大規模な歓楽街については、通常時から相談・検査体制の構築に取り組むとともに、早期に予兆を探知し、介入時には、速やかに重点的(地域集中的)なPCR検査等や、必要に応じ、エリア・業種を絞った営業時間短縮要請等を機動的に行う。
 - ・ 事業者に対し、職場でのクラスター対策の徹底を呼びかける。
 - ・ 言語の壁や生活習慣の違いがある外国人県民を支援する観点から、国及 び都道府県等が提供する情報の一層の多言語化、大使館のネットワーク等 を活用したきめ細かな情報提供、相談体制の整備等により、検査や医療機 関の受診に早期につなげる仕組みを構築する。
- ② 県は、緊急事態措置の実施にあたっては、事業者の円滑な活動を支援する ため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全 の体制の確保等に努める。
- ③ 県は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設 における感染対策を徹底する。
- ④ 県は、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して、支援等を行う。

(5) 医療

ア 考え方

- ・ 健康被害を最小限にとどめるとともに、それを通じて社会・経済活動への 影響の最小化を図る。
- ・ 感染が急速に拡大及びまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があることから、 効率的・効果的に医療を提供できる体制を構築する。
- ・ 医療機関、医療団体や市町村など、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。重症患者を受け入れられる医療機関の拡大を図るとともに、中・軽症者に対応する医療機関を増やし

ていく。また、患者の大幅増加などに備え、無症状者、軽症者が宿泊施設や 自宅で療養するための体制を整備する。

・ 感染が急速に拡大又はまん延した場合には、二次医療圏を単位とする外来 診療(一次医療)及び入院診療(二次医療)の体制に加え、さらに専門的な 医療を必要とする患者のために地域を越えた県単位の診療(三次医療)の体 制を確保し、それぞれの役割分担を明確にする。

イ 具体的な取組

- ① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、県は、専門家の意見を踏まえ、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
 - ・ 関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者専用の病院や 病棟を設定する重点医療機関の指定等、地域の医療機関の役割分担を行う とともに、病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、段階的に病床・宿泊療養 施設を確保する。

特に、病床がひっ迫している場合、令和2年 12月 28日の政府対策本部で示された「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ」を活用しつつ、地域の実情に応じ、重点医療機関以外の医療機関に働きかけを行うなど病床の確保を進める。

その際、地域の関係団体の協力のもと、地域の会議体を活用して医療機能 (重症者病床、中等症病床、回復患者の受け入れ、宿泊療養、自宅療養)に 応じた役割分担を明確化した上で、病床の確保を進める。

また、医療機関は、業務継続計画(BCP)も踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努める。

さらに、県は、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、法第 48 条に基づく臨時の医療施設の開設について、必要に応じて検討する。

- ・ 長野県新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部を通じ、県内の受入 医療機関や病床の確保、患者の受入れや搬送の調整など、必要な医療提供体 制を整備するとともに、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化 を行う。
- ・ 自宅療養者等について、健康状態を的確に把握できるようパルスオキシ メーター等の確保を進める。

- ・ 患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障がい者、子ども等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネージャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行う。
- ・ さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、県は、広域的な患者の受入れ 体制を確保する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の病床を効率的に 活用するため、回復患者の転院先となる後方支援医療機関の確保を更に進め る。
- ・ また、効率的な転院調整が行われるよう、地域の実情に応じた、転院支援 の仕組みを検討する。
- ・ リハビリが必要な高齢者などの患者については、回復後、一般病床や他の 医療機関等への転出を促すよう取り組む。
- ② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
 - ・ かかりつけ医等の地域で身近な医療機関や受診・相談センターを通じて、 診療・検査医療機関を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供する。
 - ・ 県は、関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関(外来・検査センター)の設置を行う。

また、大型テントやプレハブを活用した、いわゆるドライブスルー方式やウォークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保する。併せて、検査結果を踏まえて、患者の振り分けや受け入れが適切に行われるようにする。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、診療・検査医療機関の指定や外来・検査センターの設置を柔軟かつ積極的に行う。
- ・ 重症化しやすい方が来院するがん医療機関、透析医療機関及び産科医療機 関等は、常に必要とされる医療の継続の観点から、新型コロナウイルス感染 症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定 することについて、地域の実情に合わせて対応を検討する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も 踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、県は、専門家の意見を踏 まえ、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症以外の疾 患等の患者受入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進する。
- ・ 患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初 診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進する。
- ④ 医療従事者の確保のため、県は、関係機関と協力して、現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推進する。また、検査を含め、直接の医療行為以外に対しては、有資格者以外の民間の人材の活用を進める。
- ⑤ 医療物資の確保のため、県は、関係機関と協力して、次のような対策を講 じる。
 - ・ 医療提供体制を支える医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関等情報支援システム(GMS)も活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保する。また、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備する。
 - ・ 特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR等検査や入院の受入 れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。
- ⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、 県は、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。
 - 医療機関及び高齢者施設等の設置者に対して、
 - ► 医療、施設従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を 徹底して避けるとともに、
 - ▶ 症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、
 - ▶ 手洗い・手指消毒の徹底、
 - ► パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、
 - ▶ 食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、
 - ► 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、等の対策 に万全を期すこと。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会 は、地域における発生状況等も踏まえ、患者や利用者等のQOLを考慮しつ つ、緊急の場合を除き制限するなどの対応を検討すること。

- ・ 医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、 感染が流行している地域では、患者や利用者等のQOLを考慮しつつ、施設 での通所サービス等の一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外 出、外泊を制限するなどの対応を検討すること。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型 コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の 下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施す ること。
- ① 県は、陽性者と非陽性者の空間を分けることなどを含む感染防止策のさらなる徹底等を通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。 高齢者施設等の発熱等の症状を呈する入所者・従事者に対する検査や陽性 者が発生した場合の当該施設の入所者等への検査が速やかに行われるように する。また、陽性者が多数発生している地域における医療機関、高齢者施設 等への積極的な検査が行われるようにする。

加えて、手術や医療的処置前等において、当該患者について医師の判断により、PCR検査等が実施できる体制をとる。

- ⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、県は、関係機関と協力して、 次の事項に取り組む。
 - ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の 感染対策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して 出産し、産後の生活を送ることができるよう、関係機関との協力体制を構築 し、適切な支援を実施する。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊 産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやす い環境整備等の取組を促進する。
 - ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種法に基づく定期の予防接種について は、適切な感染対策の下で実施されるよう、実施時期や実施時間等に配慮す る。

(6)経済・雇用対策

感染症対策とバランスをとりつつ、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を図っていく。

県は、国が行う経済対策を積極的に活用し、各施策を迅速かつ着実に実行す

ることにより、感染拡大を防止し、事態の早期収束に全力で取り組むとともに、 雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期す。

また、事態の収束までの期間と拡がり、県内経済や県民生活への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果断に対応する。

こうした取組を、長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議において関係団体とともに共有・検討する。

(7) その他重要な留意事項

ア 偏見・差別等への対応、社会課題への対応等

- ① 県は、新型コロナウイルス感染症へのり患は誰にでも生じ得るものであり、陽性者やその家族、勤務先等に対する不当な扱いや誹謗中傷は、人権侵害に当たり得るのみならず、体調不良時の受診遅れや検査回避、保健所の積極的疫学調査への協力拒否等につながり、結果として感染防止策に支障を生じさせかねないことから、以下のような取組を行う。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及に加え、偏見・差 別等の防止等に向けた啓発・教育に資する発信を強化する。
 - ・ 偏見・差別等への相談体制を、研修の充実、NPOを含めた関係機関の 連携、国による支援、SNSの活用等により強化する。
 - ・ 悪質な行為には法的責任が伴うことについて、幅広く周知する。
 - クラスター発生等の有事対応中においては、感染症に関する正しい知識に加えて、陽性者等を温かく見守るべきこと等を発信する。
- ② 県は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が偏見・差別等による風評被害等を受けないよう、県民への啓発等、必要な取組を実施する。
- ③ 県は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受入れ支援やいじめ 防止等の必要な取組を実施する。
- ④ 県及び関係機関は、各種対策を実施する場合においては、県民の自由と 権利の制限を必要最小限のものとする。特に、女性の生活や雇用への影響 が深刻なものとなっていることに留意し、女性や障がい者等に与える影響 に十分配慮して実施する。
- ⑤ 県は、対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。

- ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力、性犯罪・性暴力や児童虐待等
- 情報公開と人権との協調への配慮
- 営業自粛等による倒産、失業、自殺等
- ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等 の生活
- ・ 外出自粛等の下で、高齢者等がフレイル状態等にならないよう、コミュニティにおける支援を含め、健康維持・介護サービスの確保
- ⑥ 県は、県民が生活を営む上で欠かすことのできない公共交通機関や運送業、小売業等の関係者が偏見・差別等による風評被害等を受けないよう、 県民への啓発等、必要な取組を実施する。
- ⑦ 県は、感染が拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々等が偏見・差別等による風評被害等を受けないよう、県民への 啓発等、必要な取組を実施する。
- ⑧ 県は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を もってお別れ等が行われるよう、適切な方法について、周知を行う。

イ 物資・資材の供給

- ① 県は、県民に対し、食料品、生活必需品、衛生用品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ② 県は、マスク、個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の 高騰や買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要な措置を講じる。
- ③ 県は、市町村や関係団体と連携し、不足している医療機関等にマスク及び個人防護具を配布する。

ウ 関係機関との連携の推進

- ① 県は、他都道府県や市町村との連携を強化し、対策を効果的に推進する。
- ② 県は、対策の推進に当たって、国が必要な措置を迅速に講じるよう、他 都道府県等と連携して随時国に対する要望を行う。
- ③ 県は、感染症対策を行う健康福祉部及び危機管理事象に対応し、対策の 総括を行う危機管理部を中心に、全ての部局が有機的に連携して対策に当 たる。なお、部を越えて行う取組を円滑に進めるために、対策本部の下に

チームを設置して迅速な対応を行う。

- ④ 県は、近隣の都道府県等が感染拡大防止に向けた様々な措置や取組を行うに当たり、相互に連携するとともに、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑤ 県は、緊急事態措置等を実施するにあたっては、あらかじめ国と協議し、 迅速な情報共有を行う。

エ 社会機能の維持

- ① 県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において陽性者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策をあらかじめ講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの積極的な実施に努める。
- ② 県、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、県民生活や県内経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の公益的事業の継続に支障が 生じることがないよう、必要な支援を行う。
- ④ 県は、県民生活や県内経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者が、 事業の継続を図るために必要に応じて支援を行う。
- ⑤ 県警察本部は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

オ その他

県は、基本的対処方針を変更するにあたっては、新たな科学的知見、感染 状況、施策の実行状況等を考慮した上で、あらかじめ、市町村の長を代表す る者及び新型コロナウイルス感染症等に関する専門的な知識を有する者その 他の学識経験者の意見を聴いた上で、臨機応変に対応する。